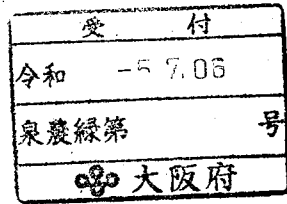


特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 7月 5日

大阪府知事 殿



提出者

住 所 大阪府泉南市新家4296番地

氏 名 医療法人白水会 紀泉病院
理事長 須藤 将章

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人白水会紀泉病院
事業場の所在地	大阪府泉南市新家4296
計画期間	2023. 4. 1～2024. 3. 31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：病院
②事業の規模	260床
③従業員数	164人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	別紙のとおり [前年度(2022年度)実績]		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	62.6 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	50 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分して分別保管しています。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別保管する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	別紙のとおり [前年度(2022年度)実績]		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	- t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	別紙のとおり [前年度(2022年度)実績]		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	-
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	- t
(今後実施する予定の取組) 予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

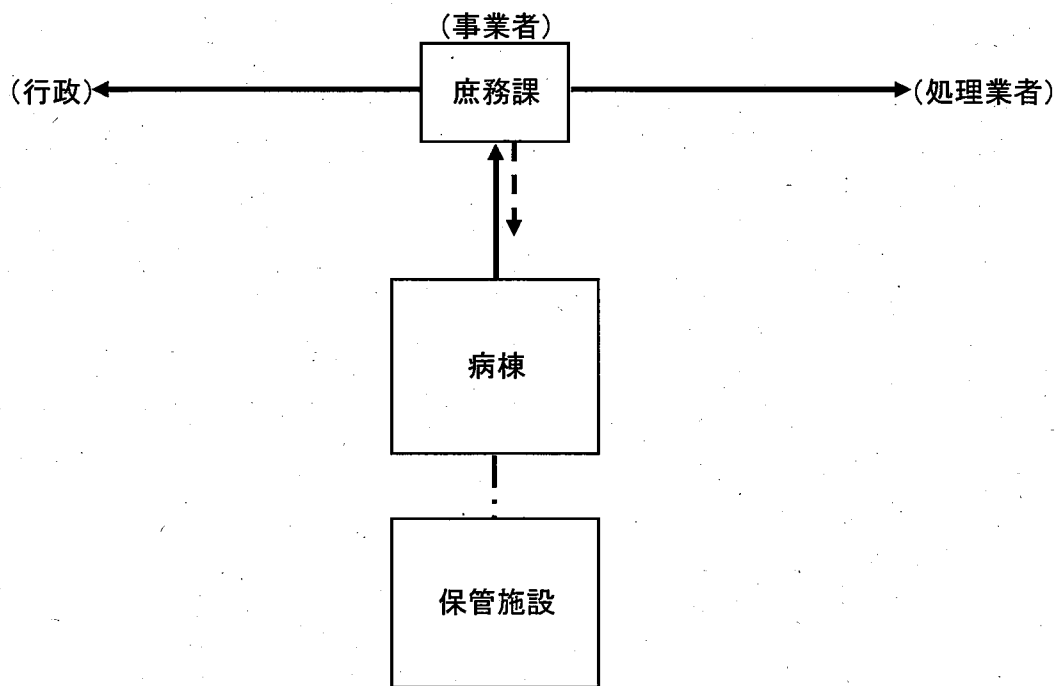
①現状	別紙のとおり【前年度(2022年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	別紙のとおり【前年度(2022年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	62.6 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	44.3 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	50 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	別紙のとおり [前年度(2022年度)実績]		
	特別管理産業廃棄物排出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		0 50 t
	(今後実施する予定の取組等) 令和6年度より運用を予定しています。		
※事務処理欄			

添付資料 管理体制図及び各部署の役割
〔管理体制図〕



—————→ 報 告

- - - - -→ 指 示

←———— 相互連絡

- · - · - 指 示

〔各部署の役割〕

部 署	役 割
<p>A 統括部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設(事業場内・外)の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
<p>B 現場直属部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をAに報告
<p>C 技術研究部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程の研究開発 ・産業廃棄物処理技術の研究開発 ・産業廃棄物減量化手法の調査研究 ・上記内容をAに報告
<p>D 経理部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記内容をAに報告